

第 17 回 佐倉市都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成 21 年 5 月 29 日 (金)
午前 9 時 30 分 ~ 11 時 50 分
2. 場 所 佐倉市役所 議会棟 1 階 全員協議会室
3. 会議次第
 1. 開 会
 2. 委嘱状交付
 3. 市長挨拶
 4. 会長、副会長の選出
 5. 会長挨拶
 6. 議 事
 - 1 会議の運営について
 - 2 佐倉市都市マスタープランの見直し方針について (報告)
 7. 閉 会

配布資料

平成 21 年 5 月 29 日 第 17 回 佐倉市都市計画審議会資料 (全 20 頁)

第17回佐倉市都市計画審議会委員名簿兼出欠表

区分	氏名	出欠
学識 経験者	委員 山下 重毅	出席
	委員 鈴木 博	出席
	委員 原 慶太郎	出席
	委員 鈴木 尚	出席
	委員 薬袋 茂幸	出席
市議 会議員	委員 桐生 政広	出席
	委員 村田 穰史	出席
	委員 小須田 稔	出席
	委員 上ノ山 博夫	出席
	委員 伊藤 壽子	出席
関係団体 の職員	委員 武藤 真治 (佐倉警察署)	代理出席
	委員 宮内 常吉 (印旛地域整備センター)	出席
市民	委員 池澤 利一	出席
	委員 小野 由美子	出席

出席者：市長蕨和雄、副市長鎌田富雄

出席事務局員：都市部長椎名哲

都市計画課：課長立田正人、齋藤己幸、高田智之、飯塚宣夫、児島拓

【都市計画課長 立田】

それでは、定刻になりましたので、これより佐倉市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、お足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

しばらくの間、進行役を務めさせていただきます、都市計画課長の立田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議には、傍聴を希望されている方が1名でございます。この会議は原則公開でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第によりまして、進行させていただきます。

まず始めに、任期満了に伴う改選により、今回皆様方に委員に就任していただきました。これより、委員の皆様には市長から委嘱状の交付をさせていただきます。

(市長から各委員へ委嘱状を交付)

【都市計画課長 立田】

それではここで、市長から挨拶をいたします。

【蕨市長】

皆様、あらためましておはようございます。市長の蕨和雄でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今、都市計画審議会委員を委嘱させていただきました。期間は2年間でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

都市計画とは、一言でいえば「誰もが住みやすい、いいまちづくり」のための計画であると考えております。佐倉市は、自然と都市が共生する、大変住みよい「まち」でございます。市民の方々には、都市の便利さと農村部の豊かな自然をあわせて享受していただきたいと願っております。

一方で都市計画は、住みよいまちづくりのために、土地や建物の所有者などへ一定の制約を課すことになり、その決定につきましては、法令等により定められたルールに、厳密に従って進めなければならないものでございます。

そして、最終的に、都市計画審議会の決議を経なければ、都市計画を決定することはできませんので、客観的な判断の基にご審議をいただきまして、答申して下さるよう

お願い申し上げる次第でございます。

さて、近年の厳しい財政事情によりまして、市といたしましては、社会基盤の整備に対して、新たな投資をすることが極めて厳しい状況でございます。

そのような中で、地域のことを最もよくご存じである地域住民の皆様と行政、さらには民間企業が一緒になって解決していくことが、これからの「住みよいまちづくり」には、一層必要であると考えております。

本日は議題といたしまして、まちづくりの方針でございます「佐倉市都市マスタープランの見直し方針」をご報告させていただきます。

内容につきましては、後ほど担当からご説明をさせていただきますが、平成13年12月に策定したものを、今年度から見直しに着手する計画でございます。これらを含め、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【都市計画課長 立田】

それでは、本日が改選後の最初の会議でございますので、私の方から各委員のご紹介を、あらためてさせていただきます。本日本配布させていただいております名簿順にご紹介させていただきますが、大変恐縮でございますけれども、その場でご挨拶をいただけたらと思います。また、後ほどにも関係いたしますが、ご発言の際には、マイクのスイッチを入れていただき、おっしゃっていただけるようお願いいたします。

それでは、ご紹介させていただきます。

まず、学識経験者の方から、ご紹介させていただきます。

学識経験者として選任されました、元千葉県の監査委員でいらっしゃいます山下重毅様でございます。

【山下委員】

山下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【都市計画課長 立田】

ありがとうございます。

続きまして、学識経験者でいらっしゃいます、佐倉商工会議所の会頭の鈴木博様でございます。

【鈴木（博）委員】

市内の事業者でございまして、佐倉商工会議所の会頭をやっております鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

ありがとうございます。

続きまして、同じく学識経験者で、東京情報大学総合情報学部学部長並びに環境情報学科教授でいらっしゃいます原慶太郎様でございます。

【原委員】

おはようございます。東京情報大学の原と申します。環境分野の研究をしておりますけれども、その観点から発言させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

ありがとうございます。

続きまして、学識経験者でいらっしゃいます、社団法人千葉県建築設計事務所協会印旛支部の前支部長であります鈴木尚様でございます。

【鈴木（尚）】

おはようございます。事務所協会は、2年ごとに支部長が変わります。前回まで私が支部長でした。しかし、今回は印西の方が支部長をしております。

よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

ありがとうございます。

同じく学識経験者でいらっしゃいまして、社団法人千葉県宅地建物取引業協会の印旛郡市支部長でいらっしゃいます薬袋茂幸様でございます。

【薬袋委員】

薬袋でございます。変わった名前ですけど、よろしくお願いいたします。不動産業界の印旛郡市支部ということでしたが、今年の5月から印旛支部ということで、名前を変更しました。何卒よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

ありがとうございます。

続きまして、市議会議員の皆様を紹介させていただきます。

桐生政広様でいらっしゃいます。

【桐生委員】

おはようございます。桐生でございます。何卒よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

村田穰史様でございます。

【村田委員】

おはようございます。村田穰史でございます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

小須田稔様でございます。

【小須田委員】

小須田稔でございます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

上ノ山博夫様でございます。

【上ノ山委員】

上ノ山博夫でございます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

伊藤壽子様でございます。

【伊藤委員】

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

以上市会議員の皆様でした。ありがとうございました。

続きまして、関係行政機関の職員として選任されました委員の皆様の紹介をいたします。

佐倉警察署長の藤崎雄一様が委員でございますが、本日は代理で交通課長の武藤真治様にご出席いただいております。

【武藤委員】

交通課長の武藤です。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

次に、関係行政機関の職員といたしまして、千葉県印旛地域整備センター所長の宮内常吉様でございます。

【宮内委員】

宮内でございます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

続きまして、市民委員の方のご紹介をさせていただきます。
池澤利一様でございます。

【池澤委員】

池澤でございます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

小野由美子様でございます。

【小野委員】

小野由美子でございます。佐倉に来まして、二十年弱になります。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

どうもありがとうございました。

以上で委員の皆様方のご紹介をさせていただきました。

大変申し訳ありませんが、ここで市長は所用がございまして、失礼ながら退席させていただきます。

【蕨市長】

どうぞよろしくお願いいたします。

(市長退席)

【都市計画課長 立田】

それでは、引き続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。自己紹介とさせていただきます。では、副市長からよろしくお願いいたします。

【副市長 鎌田】

副市長の鎌田でございます。よろしくお願いいたします。

【都市部長 椎名】

都市部長の椎名哲と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 齋藤】

都市計画課計画班の齋藤己幸と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 高田】

同じく都市計画課計画班の高田と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 飯塚】

同じく都市計画課計画班の飯塚と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課 児島】

同じく都市計画課計画班の児島と申します。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

私、都市計画課長の立田正人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事の方を進めてまいりたいと思いますが、本日お配りした資料で、こちらの第17回佐倉市都市計画審議会という先にお送りしている資料と全く同じものがございまして、誤字誤植が若干ございましたものですから、訂正をいたしまして、本日あらためて訂正したものをお配りさせていただいております。ちょっと見づらいのですが、佐倉市都市計画審議会という下に、二本線、アンダーラインが入っております。先日お送りしたのものには、入っていないと思いますので、若干の違いではございますが、見分けていただけたらと思います。

それでは、改選後、最初の会議ということでございまして、まだ会長が決まっておりません。選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきたいと思っております。

本日の出席委員は全員の14名でございます。よって、会議は成立いたしております。

次に、会長、副会長の選出でございますが、会長につきましては、佐倉市都市計画審議会条例第4条第2項の規定で、学識経験者の委員の中から、委員の選挙によって定めることとされております。この会長選挙の手法につきまして、いかがいたしましょうか、お伺いさせていただきます。

【桐生委員】

はい。

【都市計画課長 立田】

はい、お願いします。

【桐生委員】

はい、桐生でございます。会長はこれまでどなたがおやりになっていたのですか。

【都市計画課長 立田】

先ほどの紹介のときに申し上げればよかったのですが、失礼いたしました。これまで会長は、山下重毅様をお願いしております。副会長は、鈴木博様をお願いいたしております。

【桐生委員】

はい、いいですか。

【都市計画課長 立田】

はい。

【桐生委員】

それでは、これまで通り、山下重毅委員に会長をお願いしたいと思います。

【都市計画課長 立田】

その意見に対して、何かございますか。

(異議なしの声あり)

【都市計画課長 立田】

それでは、ただいま桐生委員から、前会長でありました山下重毅委員を会長にご推薦ということでありました。

また、会場の中からも、意義がなしという声がございました。皆さんの賛同をいただいたということで、山下委員に会長をお願いするということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【都市計画課長 立田】

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、山下委員が会長に選出されました。では、山下委員、会長席への移動をよろしく願いいたします。

(山下委員、会長席に移動)

【都市計画課長 立田】

それでは、大変ご恐縮ではございますが、会長から一言ご挨拶をいただけたらと思います。

【山下会長】

只今、皆様のご推挙をいただき、引き続き会長を務めるようにということでございます。あらためまして、新しい任期が始まるということで、私自身、身の引き締まる思いでございます。どうかよろしく願い申し上げます。

あらためて申し上げるまでもないことですが、先ほどの市長さんのご挨拶にもございましたけれども、私どもの仕事の一番の対象である都市計画、それはこの佐倉のまちづくりの基本、大枠を形づくるものでもあり、そのことに携らせていただきますので、大変重要なことであると思います。

言うまでもないことですが、道路であるとか、いろいろな施設とか、ハードの面だけではなくて、そのうえで営まれる市民の生活、そういった意味でのソフトといいますが、最近で言えば、そういうことへの社会的な課題と言いますか、そういうものがその上に乗っかってくる、そういった意味で大変重要なものであると、あらためて認識しておるところでございます。

また、私どものちょうど二年間というものは、頂戴いたしました資料、それから先ほどの話にもございましたとおり、マスタープランの見直しの時期という1つの大きなターニングポイントと言いますか、重要な時期と重なっております。そういった意味でも、あらためてその職務の重さというものを感じるところでございます。

いずれにいたしましても、最終的には、市民のため、佐倉市のため、皆様からいろいろご意見を頂戴しながら、市当局にその意見をまとめて申し上げるということで、そのまとめ役ということをしてやらせていただきたいと思っております。至らないところもあろうかと思っておりますけれども、委員の皆様の忌憚のないご指導、ご指示をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

【都市計画課長 立田】

ありがとうございました。

また、副会長につきましては、佐倉市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により

まして、学識経験者の委員の中から会長の指名によって、定めることになっております。
では、会長の方からご指名をお願いしたいと思います。

【山下会長】

はい。ただいま事務局から説明がありましたとおり、学識経験者の中から副会長の指名をということでございます。前回に引き続きまして、佐倉商工会議所会頭でいらっしやいます鈴木博委員をお願いしたいと思います。

【都市計画課長 立田】

今、会長の方から鈴木博様に、副会長の指名がありました。鈴木博様よろしく願いいたします。席の方へお願いいたします。

(鈴木(博)委員、副会長席に移動)

【都市計画課長 立田】

鈴木様、一言ご挨拶をお願いいたします。

【鈴木(博)副会長】

只今、山下会長よりご指名をいただきまして、副会長を拝命いたしました鈴木でございます。会長のご挨拶の中にもありましたが、住民、また、安全で安心なまちづくりの一環としての土台づくりという認識の中で、都市計画が皆様の慎重審議の中で進めていければよいと考えております。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 立田】

ありがとうございました。

【都市計画課長 立田】

それでは、今後の議事につきましては、会議の議長は、佐倉市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、会長に行っていただくことになっております。今後の議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。

【山下議長】

それでは、さっそく議事に入ります。

まず、はじめに、議案第1号「会議の運営について」を議題といたします。

まず、事務局から説明を願います。

【都市計画課長 立田】

都市計画課長の立田でございます。会議の運営につきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。

まず、お配りした資料の5ページをお願いします。

ここの会議の取り決めに関する事項案を載せさせていただいております。

1番目が、確認事項でございます。

会議の運営について、佐倉市都市計画審議会条例第7条の規定により、審議会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度会議に諮って進める。

2番目が、決定事項でございます。

関係行政機関の職員の代理出席について。佐倉警察署長、印旛地域整備センター所長の代理出席を認める。

3番目が、決定事項で、会議の全部又は一部非公開について。

非公開となる審議事項があると認められる場合には、事前に会長が決定する。

4番、決定事項として、会議録の作成方法について。

会議録は全文筆記とし、議長及び議長が指名した議事録署名人2名の署名により確定する。

5番、決定事項として、会議傍聴要領について。

別紙のとおり会議傍聴要領を定め、傍聴人に配布する。これにつきましては、傍聴要領は、6ページでございます。

ただいまの5番までの内容について、7ページ以降に解説資料がございます。

まず、1番目の会議の運営について、解説の方でございますが、都市計画審議会条例第7条の規定によりまして、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとされていることから、会議についての取り決め事項や会議中に疑義が生じた場合などは、その都度、会長が会議に諮って決めていくこととなります。

会議に諮る方法としては、挙手等の採決により、出席委員の過半数をもって決めます。

これにつきましては、確認事項でございます。

8ページをお願いいたします。

2番の関係行政機関の職員の代理出席について、でございます。

解説でございますが、佐倉市都市計画審議会の委員については、審議会の諮問機関であるという性格からして、委員は、本人の個人的識見に基づいて選任されていると考えるべきであり、委員以外の者の代理出席は、通常認められないと解するのが相当であります。

しかしながら、関係行政機関の職員になっている場合にあっては、当該者が委員とされている趣旨が、本人の個人的識見によるものというよりは、実質的には、関係行政機関の組織としての意思を代表して表明することにあると考えられますので、委員本人と

同等に組織としての意思を表明しうる方であれば、これについて代理出席を拒否すべき理由もないと考えております。これは、都市計画法の運用の中にも、示されてございますので、全文をここに転記させていただいております。

次に、3番目でございます。9ページをお願いいたします。会議の全部又は一部非公開についての決定方法であります。

解説でございますが、佐倉市情報公開条例第28条の規定により、会議は原則公開となりますが、同条ただし書きのいずれかに該当すると認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することになります。

非公開となる審議事項があると認められる場合には、基本的に佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条によることとなります。決定する時期は、第3条第2項の規定によれば、当該会議の開催日の1週間前までに行うものとされており、決定期間の制約から、第3条第1項第4号の「その他審議会等が定める方法」によることとし、事前に会長が決定するのがよろしいかと考えております。ただいまの情報公開条例、その他要綱につきましては、下の参考というところに記載しております。

次に、10ページ、4番でございますが、会議録の作成方法についてでございます。

解説でございますが、事務局の理解だけで要約すると、委員の意図が会議録に反映されないケースが考えられることや、審議会の透明性の観点からも全文筆記がよろしいのではないかと考えております。

また、会議録の確定方法については、特に定めがないため、議長及び議長が指名した議事録署名人2名の署名により、確定する方法が適当であると考えております。なお、全文筆記でございますけれども、若干の言葉の整理であるとか、ですます調の整理でありますとか、こういった簡単な整理はさせていただくことになろうかと思っております。

次に、11ページの5番目でございます。

会議傍聴要領について、解説でございますが、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第5条第4項に規定されております、別記様式第3号の傍聴要領例を参考に作成し、別紙のとおり作成しております。このとおりでよろしいのではないかと考えております。なお、傍聴要領につきましては、傍聴人に配布をさせていただいております。

以上でございます。

【山下議長】

はい。ただいま、事務局から議案の第1号について、説明がありました。では、資料5ページでございます第1項から第5項まで、逐次お諮りをして参りたいと思っております。

まず、会議の運営についてという1番の確認事項案でございます。

条例に基づいて、その都度会長がこの会議に諮って、問題があれば進めていくということでございます。これは、これまでもそういう形でやってきて特に支障もなかったようですし、条例をにらめばこういう形になるかと思っております。

これでよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

【山下議長】

はい。では、会議の運営については、このように確認事項とさせていただきます。

次に、5ページでまいりますと2番目、それから、先ほどの解説で言いますと、8ページになりますけれども、関係行政機関の職員の代理出席についてということです。

佐倉警察署長さん、それから印旛地域整備センター所長さんをお願いしてございますけれども、先ほど参考書の引用だということで説明がございましたとおり、いわば組織としてのご意見等を頂戴するというのであれば、必ずしもその長でなくても、それに代わりうる方が、代理で出ていただいて差し支えないであろう、審議会の趣旨に反するものではないという説明であったと思いますけれども、また、現にそれまでもそのような運用であったようでございます。

この通り決定するというので、よろしゅうございましょうか。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【山下議長】

では、2番目、関係行政機関の職員の代理出席について、代理出席を認めるということで、決定事項とさせていただきます。

次に、3番目、会議の全部または一部非公開について、資料ですと、9ページでございます。

基本的に、佐倉市の各種審議会、会議等における運用ということで、9ページの下の方角の中の会議の公開に関する要綱で、佐倉市は運営しているということでございます。

要綱ということですから、条例よりは下位のものですけれども、市としてこういう姿勢で行こうではないかという基本的な方針、あり方を定めているんだと理解をいたします。

そういった意味で、基本的にこの要綱どおりでという話であったかと思えます。そして、常に1週間前までに、その事案によってできるかどうかと問題はあるかと思いません。緊急の事態とかがありますので。

ただ、一般的な原則として、会議の一部を非公開とする決定は、緊急の場合を除いて、開催日1週間前までに行うものとするという基本的な姿勢が打ち出されておりますので、それによるべきであるということでありましょう。ただそうしますと、その度にこの会

議を招集するというわけにも、実際まいりません。

そういった意味で、この要綱で言いますと第1項4号「その他審議会等が定める方法」ということで、事前に会長が決定するということがかという話でございました。

もちろんそのときに、全く独断で決めるとかではなく、事案にもよりますけれども、事務局を通して、事前に委員の皆様にご相談するとか、そういうことはしなければならぬと思っておりますけれども、基本的には、会長が決定するということがか、先ほどの提案は理解いたしましたけれども、基本的にはそのようなことによろしくございましょうか。

それから、もう1つ、これは私が気になったところではありますけれども、マスタープランなどでは、話が出てこないと思いますが、個々の開発行為等をめぐる問題が出てきたときに、例えば、道路の整備であるとか、交差点の改良であるとか、市民の皆様の多くが開通を期待されているのになかなか進まないではないか、用地買収は、どうなっているのだとか、いろいろな質疑等が、勢い及ぶことになろうかと思えます。

そうしたときに、おそらく事務局が、説明する上で、地権者の個人的な事情であるとか、交渉上の微妙にやり取りしていることを、どこまで答えていいのか迷うところもあるかと思えます。

ただ、この審議会として、ある程度そういうことに、議論が及ぶことも、たぶんこれまでもあったのではないかと思います。そうすると、1週間前までにですとか、事前にこれは非公開だとか、できないわけですね。

議案の中身から予めわかっているならば、事前にお示しすることができるけれども、議論の過程において、地権者等のいわゆる私的個人情報等が出てきた場合、当然他の会議でもありうる話であると思えますけれども、佐倉市としては、基本的に私が申しました点について、どのように受け止めておられるのか、あるいは、担当部局の意見なりあれば、紹介してもらえますか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

おそらく都市計画等の審議の中、あるいはその他の現地をかかえるような審議の中では、今会長がおっしゃったようなことは、想定できると思えます。私どもも要綱・条例の中で、そういったことをどのように判断したらよしいのか、当市の情報公開の担当の者へも確認した経緯が過去にございます。

その判断といたしましては、基本的には、審議会が開催中のことではございますので、審議会の中の判断におまかせすると、そういう状況で進めていただきたいということでございました。以上でございます。

【山下議長】

はい。そうしますと、冒頭この要綱をどう受け止めるのかという私の認識を申し上げてしまいましたけれども、各種の会議、当市のいろんな会議があるけれども、基本的には、情報公開という姿勢で行く上での、いわば共通の基本的な考え方を定めたのが、この要綱であると理解してよいではないかと思えます。

したがって、すべての場合の、例えば、先ほど申し上げたケースまで、ざっくりばらんに言うと、想定してあるとは思えません。あるいは、逆にそこを書いてしまうと、ケースバイケースでかえって身動きがつかなくなると、つまり、公開の精神、それから個人の秘密等を守る精神がうまく機能しないということで、一般的に1週間前と書いてあって、今ご紹介があったとおり、話の及ぶところで、もしそのような場面が出てきましたら、1週間前じゃないではないかということではなくて、公正な審議のためにその都度、審議会が判断をして、しかるべきであるということが、今のお答えであったと理解いたします。

そういった意味で、長々と細かいことを申し上げて恐縮ですけれども、もしこの審議の場で、そういった個人情報であるとか、交渉事の今外に出すことが適当ではないということに仮に話が及ぶことがあれば、そのつど委員の皆様にお諮りをして、一時的に非公開、場合によっては、傍聴の方にその間席をはずしていただくとか、そういうお願いをすることがあるということ、ここで確認させておいていただければと思うのですが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【鈴木（尚）委員】

その場合、この9ページの一番下の二行でございませけれども、この最後に「開催日の1週間前までに行うものとする。」この条文を具体的にどのように変えたらよいのかということがございますね。

ですから、市がここに限らず全体のものとして、通常の場合を想定しているから、そのことについては、言及していないのだと、私はこの要綱を理解いたしました。その上で先ほど事務局が、この担当部局に聞いたら、そういう場合はこの審議会のご判断によるのだということでしたので。

つまり、書いてないことは、そのことを否定しているとみるのか、いわば適正な判断をそのつどしなさいよと読むのかということだろうと思えます。

これは、私の意見になりますけれども、私は、このことまではあえて書いてないと。個々の審議会等の適正な運用に委ねるのだと。そのとき、委ねられた方は、情報公開の

精神と、個人の秘密等を守るという両方のことを考えて、公正に判断しなさいよと。そう言っているのがこの要綱であると理解しておけば、あえてここに文字を加えなくても、差し支えないと思いますけれども。

それで、この審議会として、2年間は、そういう了解をもとにして、進めるということを今日確認し、また、議事録にその旨が残っていれば、私は十分ではないかと理解をいたします。

ですから、ここに書いていないことをやったら、ただちに違法であるとか、だから書けということもあるのです。であれば、仮にいえば、今私が言ったようなことを書けばいいのですけれども、この要綱は、市全体の要綱ですから、結局、この審議会として、そういう覚書をとということですから、そういう意味で議事録に残しておけば、足りるのではなからうかというのが私の意見でございます。

【桐生委員】

桐生でございます。原則1週間前までということで、その前に会議を緊急に開催する必要が生じた場合を除きということで書いてありますので、今会長がおっしゃられたような精神で、会長の議事進行権の範疇だろうと思います。ということで、よろしいのではないのでしょうか。

【山下議長】

鈴木委員いかがでしょうか。

【鈴木（尚）委員】

そうですね。そういう場合は、緊急だということでよろしいかと思います。

【山下議長】

実際この場でそういうことが起これば、基本的にはいかがいたしましょうかとお諮りをした上で進めるものと、私は認識しております。よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。伊藤委員。

【伊藤委員】

確認ですけれども、会議の進行上そういう事例が出てきた場合には、ここに諮ってそのつど非公開にするということでよろしいでしょうか。

【山下議長】

はい。することがあるということです。常にという意味ではなくて。

【伊藤委員】

はい。それであと緊急事態が起こったとき、前に会長がおっしゃられて、その場合には、事務局と会長、副会長が諮って、あと委員にその旨を知らせると私はとったのですが。

【山下議長】

はい。それも、そのときに残された時間もありますし、正直言えば、皆様に連絡したくてもうまくいかないこともあるかと思えますけれども、対応とすれば、事前に各委員の方に事務局を通して、こういうことでいくことにいたしますとの連絡をする。

やり取りする余裕があれば、そうでしょうし、どうしてもない場合は、副会長とも相談して、私どもの責任で、こうさせていただきますと報告する。

いずれにせよ会議の前に、できるだけ早く、なんらかの形で、正式なお諮りにはならないと思いますが、そういうやり取りはすべきであるという認識であるということは、先ほど申し上げた通りでございます。

それでは、3番目の会議の全部または一部非公開については、非公開となる審議事項があると認められる場合には、事前に会長が決定するということを決定期間とさせていただきます。

(異議なしの声あり)

【山下議長】

なお、念のため申し上げておけば、今伊藤委員が言われたとおり、当然ケースバイケースでございますけれども、我々も皆さんになんたと言われたくありませんから、こういう事情ですよということは、できるだけ事前に行う。

しかし、正式な会議をやっている余裕がないでしょうから、そこは会長、特に副会長とも相談しながら、公平な運用は心がけますということ、繰り返し会長として、表明しておきたいと思えます。

では、次に4番目にまいりたいと思えます。会議録の作成方法についてです。

会議録は、基本的に事務局が全文筆記でやります。ただ、言葉の若干の整理、おかしくならない範囲で、言葉がだぶったりとか、言い間違いであるとか、語尾をそろえとか、そういうことは手を入れさせていただきますけれども、基本的には全文筆記で、これはこれまでもそのようにやってこられたということでもあります。

会議録の確定ということについては、議長と議長がその都度会議で指名する、いわゆる議事録署名人2名により、確定するということではいかがかとさせていただきます。

これは、今までも長年やってこられて、不都合等もなかったようでございますけれど

も、これでよろしゅうございましょうか。

(異議なしの声あり)

【山下議長】

はい、ありがとうございます。では議事録作成方法については、そこに書いてある通り、会議録は、全文筆記とし、議長及び議長が指名した議事録署名人2名の署名により確定するというのを、この審議会における決定事項とさせていただきます。

次は、5番目であります。会議傍聴要領について、別紙のとおり会議傍聴要領を定め、傍聴人に配布するというので、この審議会としては対応したいという案でございます。別紙は6ページに載っております。

これについて参考としたのは、先ほどの会議の公開に関する佐倉市の要綱ですね。それを参考に作りましたということで、要綱自体の文言は、11ページに載っております。それを平たく言えば、そのまま持ってきた当審議会の傍聴要領案が6ページに示されているところでございます。

これも基本的には、これまでやってきているようでございますけれども、この6ページの傍聴要領案ということでよろしゅうございましょうか。何かご意見があれば、お願いしたいと思います。はい、どうぞ。

【小野委員】

小野由美子でございます。定員というのがいつも悩むのですけれども、この会場は広いからよろしゅうございましょうけれども、わりと狭いところでおやりになって、いっぱいだからと断られる場合も、過去にはあったのですけれども、希望された方は、なるべく全員というのはいかがなものですか。そのようにしていただけたら、ありがたいと思うのですけれども、その点は市としてはどのように対応されているか、伺いたいのですけれども。

【山下議長】

はい。これは今までの例、あるいは、庁内における例で、たしかに会議場の広さで、否応なしに物理的な制約があるということで、実は佐倉市に限らず、他の市にせよ、県にせよ、あるいは国の会議にせよ、みんな共通の問題だろうと思いますが、今のことについて何かありますか。はい、どうぞ。

【都市計画課 齋藤】

はい。都市計画課の齋藤でございます。この都市計画審議会につきましては、お断り

したという事例はありませんが、過去に10名で傍聴の席を設けましたところ、15名位の希望があったということで、その希望にこたえるように、全員の方に入らせていただくようにしたことがございます。

ですから、事前に人数がわかった場合は、なるべく全員に入らせていただくという努力をしているところでございます。通常の場合ですと、10名程度で行いますと、その中で収まるようになっておりました。今後も、多くの希望があった場合には、なるべく事務局としては応えられるようにしたいと考えております。

【山下議長】

私、こちらの議場は拝見しておりませんが、おそらく県の場合を見ましても、傍聴席というのは決まっていますから、否応なしに数は決まっているわけですね。

こういう会議場よりは、席が多いから、ほとんどそこに収まりますが、仮にそこをオーバーする場合には、抽選という形をとるわけですね。ですから、ここでいう定員というのは、何名ということを決めているわけではなくて、その会場によりという合理的な範囲で、仮に窮屈でも椅子をギュッと詰めるとか、立っていてもかまわないとか、それはその時々で判断していくしか正直なところないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【小野委員】

はい、今の答えで結構です。なるべく希望者は全員傍聴させてあげるように努力されているということがわかりましたので、これでよいと思います。

【山下議長】

はい。他にこの傍聴に関して、何か質疑ございましょうか。

では、特にないようでございますので、会議傍聴要領については、6ページにあります別紙のとおり定め、傍聴人に配布するという運用で、この審議会としてはまいりたいという決定事項で、はい、どうぞ。

【伊藤委員】

この審議会に、当てはまるのかどうか分からないですけれども、傍聴者の意見というものも本来は、なかなか傍聴者が発言するということはないのですけれども、やはりそれだけ関心があって、見られているということであれば、時間的な余裕があれば、やはり傍聴者の意見というようなものも、参考意見として、受け付けるような体制というのはとれないのでしょうか。

【山下議長】

ただいまのご発言に対しては、いろいろなご意見があろうかと思いますが。たとえば、何でもかんでも、事務局にふられると困るでしょうけれども、いってみれば、たしかに今おっしゃったような動きというのは、その会議の性格にもよると思うのですけれどもありますし、それがまた経験的に進行上どうだと、たぶんそれは理屈上だけでなく、実際の運用の経験であるとか、いろいろなところが、いろいろな対応をしていると思いますが、もし参考になるような事例、考え方があればどうぞ。無理して答えなくても結構です。事務局が言いにくいこともあるでしょうから。はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

参考にはならないと思うのですが、基本的には、都市計画・マスタープランを含めて、私どもが進めている審議会の内容は、完全に公開にさせていただいております。

また、都市マスタープランを見ましても、今後、懇話会を設け、現在もインターネットやFAXを用いて、意見を頂戴する場を設けております。

また今後、公聴会・説明会など三重、四重の市民参加のご意見を頂ける場を設けております。できれば、そういったところでたくさんの意見をお寄せいただいて、それを私どもで参考にさせていただく、そしてその内容をまた、都市計画審議会の方にお諮りするような形になりますので、相互関係というのは、大変強固にしているつもりでございます。

したがって、会議の運営の中で、傍聴者の方々の意見を出し合うというスタイルもひとつはあろうかと思いますが、運営上の判断といたしましては、後の意見をいただく機会に、積極的にお寄せいただきたいというふうに、事務局としては考えております。

【山下議長】

最近は、いろいろな会議、決定のプロセスにおいて、市民の意見を何段階かにおいて、聞いていくように決めているようであります。そのことを、都市計画の中に、このように行われているのだということがありました。

他の委員の方から、何か意見を頂戴できればと思うのですが、はい、村田委員。

【村田委員】

多くの意見を取り入れるというに関しては、非常に理解できると思います。ただ、傍聴人の方はその時々によって、人数も違いますし、時間の制約もございませう。傍聴人の数によっては、発言できる方とできない方がでてくるので、公平さを欠く可能性があるのではないかとということで、私は、傍聴人の発言に関しては、慎重に考えるべきであると思います。

【山下議長】

はい。他に何か。

【山下議長】

はい、桐生委員。

【桐生委員】

桐生でございます。傍聴人の発言でございますけれども、突然その場になってということになりますと、議事がはたして、スムーズに行くのかなということが懸念されます。

そういったことで、市民の方が意見を反映させたいというお気持ちの場合は、事前に文書で事務局なり、会長あてに出していただいて、会長から会議に諮っていただいて、そして、意見をお聞きするという取り扱いでいかがでしょうか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【伊藤委員】

意味合いとしては、傍聴者が何もかも途中で審議を遮って発言するというのではなくて、会議終了後に今までの審議を傍聴されているのご意見とか、ご自分のご意見とかを持っていらっしゃると思いますので、そういう意見を聞く機会があったら、開かれた都計審になるのではないかという意味です。

途中で何も遮って話をしてくれとか、そういう会議を遮るような、議事進行を私は意図したわけではありません。

【山下議長】

私も実は、最初は審議会で意思決定をする前に、傍聴人から意見があればそれを聞いたらいかがかというご趣旨かと思いました。

今の話はそうではなくて、それはそれで、きちんと進めた後で、いわば終わった後に、意見なり何なりを聞くことができないのかと、そういう趣旨であるという委員から説明でございましたけれども、他に何か。はい、どうぞ。

【上ノ山委員】

上ノ山です。伊藤委員にお聞きしたいのですが、そうした場合に、終わってから傍聴人の方がこういう感想を持ったとか、それに対してこの審議会として、何かアクションを起こすということですか。ただ、傍聴人のそういう感想なり、意見なりを表明していただきっぱなしという形ですか。

【山下議長】

はい、伊藤委員。

【伊藤委員】

はい、伊藤です。審議会は市長に諮問されている所ですので、これはこれでやっていくわけですがけれども、ただ都市マスタープランをこれから作っていくにあたって、今ホームページやFAXで、意見をお寄せいただいていますということであれば、そのひとつの方法として、そういう方法もあるのではないかとのことです。

公聴会をします、何々をします、その中で市民の意見を拾い上げるという意味の、ひとつの方法としての、傍聴者の意見をお聞きするというように、私は考えておりました。

【山下議長】

はい、わかりました。はい、お願いいたします。

【葉袋委員】

葉袋でございます。やはり、傍聴する人の性格にもよると思うのですが。例えば、道路計画などで利害関係人が出席しますと、やはりそれなりの偏った意見が出てくると思うのです。都市計画を定めるうえで、ある程度傍聴人の意見というのは、制限するのは止むを得ないのではないかと思います。

その上で、伊藤委員が今言われたとおり、後で意見をくみ上げるということも大事だと思いますが、会議の運営上はちょっと偏ってしまいます。そう判断します。

【山下議長】

はい、わかりました。あえて私から申し上げます。ご批判もあろうかと思えますけれども。

いろいろ伺ってみまして、まず、終わった後のという趣旨のご説明がございました。と同時に、それに対して、途中でいろいろな機会があり、それと同じようにという話がありましたけれども、それはさっき事務局も触れていたかと思えます。

たしかに、事務局がこういう形でいつまでに出してくださいというやり方があるわけですし、それをどう我々が受けとめるかは別にいたしまして、実はさっき桐生委員が言われたことも、そこに結び付くと思うのです。

何かあるならば、文書での意思表示というのは、そのことまでけしからんとかそういうことは、ここの審議会に限らず、事実上としてあるわけですから、それを審議会の役割とか、その時期における問題の進行を踏まえて、それをどうするかということは判断していかなければならないと思えます。

あえて終わった後、口頭でのやりとりじゃなくて、いわば聞くだけでもいいということなのかもしれませんけれども、そのことを含めて、もし先ほど事務局が言った何段階もある意思表明の機会以外にも、例えば傍聴して、何だと思われたとすれば、あるいは大いに結構だと思われたとすれば、それはそれについて文書でお寄せいただき、中身を拝見して、場合によっては、皆様に会長からこういった意見がありましたのでご参考にとか、あるいはプラスとして考えるべきかもしれませんねとか、やるかもしれませんとか、一概には申し上げられないかもしれないですけれども、そういう受け止め方でよろしいのではないかと、私は理解いたしますけれども、いかがでございますか。

(異議なしの声)

【山下議長】

伊藤委員、そんなところでご理解いただけますか。

【伊藤委員】

はい。

【山下議長】

はい。では、第5、会議傍聴要領について、別紙6ページにございますとおり、会議傍聴要領を定め、傍聴人に配布するというのをこの審議会の対応と決定したいと思います。

5ページにございました会議の運営について、1から5まで以上のとおり、確認あるいは決定いたしました。

では、次に移りたいと思いますけれども、議案第1号について、よろしいですか。特に、事務局何かありますか。

【都市計画課長 立田】

ございません。

【山下議長】

次に、議案の第2にまいりたいと思います。ただいまの取り決めによりまして、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思います。

本日の議事録署名人には、伊藤壽子委員、池澤利一委員のお二人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議案第2号に移りたいと思います。議案第2号「佐倉市都市

マスタープランの見直し方針について（報告）」を議題にしたいと思います。
まず、事務局から説明をお願いします。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

それでは、都市マスタープランの見直し方針につきまして、概略になりますが、説明をさせていただきます。

本日の資料の中にカラー刷りで、佐倉市都市マスタープランを配布させていただいております。これは、平成13年12月に策定いたしました、現在の都市マスタープランでございます。この内容につきまして、今後中間見直しをしていきたいという内容でございます。

それでは、今日お配りした資料の方です。この第17回の資料の14ページでございます。ここに、見直し方針を書かせていただいております。まず、見直しの「はじめに」というところがございますけれども、これは佐倉市の都市マスタープラン、もともとは都市マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画法で定められております。これは、通称といいますか、「都市マスタープラン」という形で呼ばせていただいておりますが、これは、都市の将来像や整備方針を明確にし、住民と行政がそれを共有しながら、まちづくりを実現していく、平成4年の都市計画法の改正により、創設されたものでございます。

都市の拡大のための新市街地の整備というものが、平成4年当時からの1つの都市マスタープランの都市の考え方の主流ということでございましたけれども、これからは、既成市街地の再編整理というものが、中心になっていくだろうという状況でございます。その実現のために、将来都市像を明確にしながらか、地域別のあるべき市街地像、また、地域別の課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支えるという諸施設の計画等、住民にわかりやすい形で提供していくためのものでございます。

今回、平成13年度に策定した都市マスタープランについて、平成42年を目標年次とする見直しを行うものでございます。見直しの背景をここに書かせていただいておりますが、都市マスタープランにつきましては、都市計画法では、もっとも基本となる計画でございます。

一方で、地方自治法の最も基本となるのが、総合計画、また基本構想でございます。この総合計画が、平成17年12月に改定されております。佐倉市の想定人口が、その改定によりまして、平成22年で21万人という想定人口であったものが、17万6千人ということで、修正をされております。また、平成23年から、現在の第3次総合計画に続く、第4次の総合計画がスタートいたします。この計画に即して、都市マスター

プランを策定していきたいと考えております。

また、都市マスタープランのひとつの上位といいますか、肩を並べる計画といたしまして、これは、県が策定するものでございますけれども、「佐倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が、やはり平成19年の2月23日に変更されておりました、人口フレームが平成22年で18万8千人とされていたものを5年延ばしの平成27年で18万人と、同じく下方に修正されております。

これらの都市マスタープランを囲む様々な計画との整合を図りながら、今回中間見直しをしていきたいというものでございます。

また、その下にありますが、平成18年に都市計画法が一部改正されまして、ここには、
がございまして、基本的には、市街化調整区域で大きな開発ができなくなったということで、やはり大きな施設につきましては、市街地に建てようということで、ひとつの流れがございまして。

また、流行り言葉でございまして、コンパクトシティという、今ある市街地の中で、極力住民生活ができるというコンパクトシティの考え方が出てまいりました。そういったことで新しく市街地を作るのではなくて、既成市街地を整備していこうという考え方に転換してきているということが、この背景にはございまして。

また、市街化調整区域に関しましては、特に佐倉市におきましては南部地域、和田・弥富地区が代表的でございますけれども、過疎化、少子・高齢化が著しい地域でございます。こういったことから、地域コミュニティが大変維持しづらくなってきているという状況があるように聞いております。地域コミュニティがなくなっていきますと、そのまま地域の活性化に影響してきますことから、これを喫緊の課題ととらえまして、ここに産業振興の視点もふまえながら、地域の将来像、できれば都市マスタープランによる誘導施策というようなものも出していきたいと考えているところでございます。

こういった都市計画法の流れ、また、人口の伸び悩み、過疎地域がさらに進展していくということが、背景にあるとして書かせていただきました。

次に、見直しの方向性、15ページから説明をさせていただきます。ちなみに、17ページ以降に参考ということで、書かせていただいておりますけれども、本日は、この参考につきましては、説明を控えさせていただきますが、それぞれ各都市マスタープランのページごとに事細かにどういった部分が、今後見直しが必要かどうかということを具体的に、ひとつの事例として挙げておりますので、これも後ほど参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、15ページに戻りまして、3番、見直しの方向性でございますが、見直しの基本的な考え方といたしましては、先ほどご説明した通り、新しい総合計画が、佐倉市で策定される。また、県の方でも都市計画の整備、開発及び保全の方針が、出されておりますので、そういったものに即して、関連する県・市の計画や方針等の整合性に十分に配慮しながら、策定をしていきたいと考えております。

また、その2番目ですが、将来人口フレームに関連する見直しですが、これは先ほど申し上げました想定人口が、大きく下方修正されているというものがございます。

その他に、都市計画法、あるいは景観緑三法、これは景観法・都市緑地保全法・屋外広告物法です。まちづくり三法として、都市計画法・大規模小売店舗立地法・中心市街地活性化法です。これらが、社会情勢の変化に合わせて、改正をされております。こういったものも見ながら、見直しをしていきたいということでございます。

(2)の目標年次と将来人口フレームでございますけれども、まず、目標年次としましては、平成22年度に今回見直しをいたしますので、その10年後ということで、平成32年、西暦2020年を、中間の目標年次といたします。したがって、10年後にまた、中間見直しをするということでございます。また、プランの最終目標年次は、平成42年、西暦2030年を最終目標年次として、今回の見直しをしていきたいと考えております。

また、将来人口フレームにつきましては、現在の総合計画、17万6千人、また、4次の総合計画・基本構想が今後策定される中で、新たに人口フレームの想定がされると思います。この人口フレームをまず見ながら、策定していくわけでございますけれども、県の方の整備、開発、保全の方針の平成27年で18万人、これも見ながらしていきたいと思っております。

場合によっては、都市マスタープランの中には、市の想定人口と開発、保全の方針の人口の2つの記載があるかもしれません。これは、今後の数字の離れ具合とか、こういったものを見極めながら考えていきたいと考えております。

4番目の見直しの方法と体制でございますけれども、次の16ページに、佐倉市都市マスタープランの見直しの流れという表がございます。これをもとにして、進めていきたいと思っております。別紙が16ページでございます。

見直しの流れでございますけれども、今日現在がどこの位置にあるかと申しますと、右側に点線で、現行の都市マスタープラン等に対する意見募集という四角で囲んだものがございます。現在この段階で、見直し方針案を策定いたしまして、その内容につきまして、意見を頂戴しているところでございます。

今後につきましては、市役所の中に、研究会を作りまして、都市マスタープランに関わる部署を一堂に集めまして、そこで研究会を重ねてまいりたいと思っております。

それと同時に骨子案を策定した段階で、その提示を外部組織ということでの懇話会、市役所職員以外の市民の方々をお願いする懇話会を設置いたしまして、そこに提示させていただきます。そこでの意見を研究会の方にまた戻しまして、行ったり来たりという形でそこで揉んでいくこととなります。

骨子案のひとつの形ができた段階で、市の政策調整会議に諮って、今度は骨子案の説明ということで、地区別の説明会を進めていきたいと思っております。基本的には、7地区ございますので、そこに私どもが出向いて、説明をしていきたいと考えております。

同時に、骨子案に対する意見募集を、現在考えているのは、FAX、お手紙等も頂戴する予定でありますけれども、もう1つの方法として、インターネットで、佐倉市のホームページの中に、市民電子会議室というものがございます。ここでは、単に一方通行で私どもが意見をもらうという形ではなく、市民の方同士が意見交換をできるようなシステムでございますので、その中で皆さんが様々な意見を出し合って、その意見に対する考え方をまた出していただける、そういった場を設けていきたいと考えております。

また、懇話会もこの段階でいろいろ揉んでいただく。この報告が提言として、市長の方に帰ってまいりまして、修正が加えられたものをあらためて政策調整会議に諮ってまいります。

ここで、かなり素案が固まってくるわけございますが、それをもとにして、素案を縦覧いたしまして、公聴会を開催する予定でございます。この公聴会は、意見を述べたい方が、公の場で意見を出すという場でございます。これを経まして、この都市計画審議会に案の諮問を市長の方からさせていただきたいと考えております。

最終的に、その答申をいただいたものを、私どもで市議会の方へ報告いたしまして、それを経て計画が決定されるという流れで進めていきたいと考えております。

次に、見直しスケジュール、15ページの5番目でございますけれども、今申し上げた通り、平成21年度及び平成22年度で計画自体の見直し作業を行いまして、平成22年度中に公表、関係機関への報告、PR手続きを行うと、漠然ではございますが、スケジュールを決めていまして、おそらく都市計画審議会に、最終的にお諮りするの、来年の秋ごろになろうかと考えております。

したがって、都市マスタープランに関しましては、都市計画審議会にお願いするのは、今後につきましては、来年の秋ぐらいになろうかと考えております。その間、市民の方々との意見交換等に時間を使っていきたいと思っております。

見直し方針は、雑ぱくではございますが、以上のとおりでございます。

【山下議長】

はい。ただいま課長の説明にありましたように、いわば法手的ということと言いますと、マスタープランについて我が審議会の正式な登場場面としては、最後の段階であり、来年の秋ごろとのことでございます。

今日の位置づけは何だと言われますと、言ってみればこういった形で動きますよという、報告ということであったかと思えます。

それで、実際のこれからの流れは、先ほどの16ページの図で説明がありましたように、市は市の方で動く、同時に市民の方にも意見募集をやっているよということございまして、たしかホームページにも載っていたような気がしましたが、そこで、市民とのキャッチボールがここにあるようにいろいろやりながら、ステップを踏んでいくというようなことでございます。

したがって、先ほどの伊藤委員がおっしゃった件というのは、もう最後の段階ということでちょっと遅いようです。そういった意味で、こういう中、こういったタイミングでご意見がある方は、積極的にお伝えいただきたいと思います。

また、そうしていただかないと、なかなかこういう市民生活とのやり取りでの中の市民参加というのが、根付いていかないのかなと、これは個人的な感想ではありますが、そんな気がしております。

余分なことを申し上げましたけれど、そういった意味で、次、この会議が、この件で集まるのは、1年以上後のようでございます。せっかくの機会ではございますので、各委員の皆様から、今の報告を受けての、ご質問、ご意見等あれば、せっかくの機会でございますので、頂戴したいと思います。

はいどうぞ、上ノ山委員。

【上ノ山委員】

上ノ山でございます。右側の縦の流れの中の懇話会、前のページでは佐倉市都市マスタープランの見直し懇話会の性格を教えてください。いわゆる、こういった組織の形になるのか、どういう人たちでの会議になるのか、その辺をご説明願います。

【山下議長】

はい、16ページの懇話会の性格、中身等について、事務局からご説明をお願いします。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課 齋藤】

この懇話会は、都市マスタープランの内容を検討し、素案をまとめて、市長に提言するのが目的でございます。ワークショップ形式で作業していただくことになります。

構成は、都市計画分野、農業分野、商工業分野とか、そういう専門の方を約4名程度お願いし、市民の方から3名程度お願いする形で構成したいと考えております。その中で、市の職員とキャッチボールするような形で、ワークショップ形式で、作業をしていただいて、提言していただくようにしたいと考えております。

【山下議長】

はい。内容をまとめるのだということ。形式は、ワークショップ、構成は、各専門分野からトータルで4人、そして市民の方から3名くらいをお願いする予定であるとのことですね。市といろいろやりとりをしながら進めていくという説明でしたけど、上ノ山

委員、今の説明に関して、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【上ノ山委員】

市民3名の方々は、公募か何かですか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課 齋藤】

はい。公募いたします。

【山下議長】

市民委員は公募するということですね。

【都市計画課 齋藤】

はい。

【山下議長】

はい。この懇話会に関して、他に何かございましょうか。はい、伊藤委員。

【伊藤委員】

はい、懇話会だけじゃなくて、この都市マスタープランの一連の流れがあるのですが、これは前回決めた時とどのように違っているのか。参考までに、聞きたいのですが。

【山下議長】

前回との対比というご質問ですが。

はい、どうぞ。

【都市計画課 齋藤】

お配りさせていただきました、都市マスタープランの79ページに都市マスタープランの検討の経緯というのが、時系列で載っております。そして、計画の策定体制ということで、都市マスタープランの作成協議会委員の名簿が82ページに載っております。

また、研究会は職員の中から出ておりますが、これも下段の方に載っております。こういった流れの中で、地域の説明会を含めて、進めてきたということになっております。

【山下議長】

前はこうやっていたという、都市マスタープランの79ページから82ページに掲げている通りだという事務局の説明でございました。はい。伊藤委員。

【伊藤委員】

これを見ますと、地区別の懇談会というまちづくり懇談会があるのですが、今回の懇話会は専門委員と市民とあわせて7名ということになりますが、どのような対応で行うのですか。

【山下議長】

はい。ただいまの質問は、81ページにある懇談会についてですか。

今回の説明会は、懇話会がからむのかもしれませんが、その辺の関係を。

【都市計画課 齋藤】

今回の懇話会は、前回構成しておりました、マスタープラン作成協議会に代わるものとして構成し、素案をまとめていただくものでございます。この81ページにあるまちづくり懇談会は、今回の説明会と同じものでございます。

【山下議長】

説明会が、懇談会に相当するということですね。

【都市計画課 齋藤】

はい。説明会が相当するというところでございます。

【伊藤委員】

住民の意見を取り入れるってということがやはりキーです。これから要になるかなと考えるのですが、ざっと予定というか、タイムスケジュールをこの表に沿って教えていただけますか。

【山下議長】

どうぞ。

【都市計画課 齋藤】

審議資料の16ページに表がございしますが、先ほど課長の方から、都市計画審議会を来年の秋ごろに開催したいと説明させていただきました。そうしますと、議会への報告は、その後の議会となります。計画の決定と公表は、事務手続きですので、1か月程度あればよろしいかと思えます。

都市計画審議会の前に、公聴会の開催がございます。これはその意見の内容をまとめて都市計画審議会に諮ることになりますので、約1か月半から2か月位前に、公聴会を開催することになるかと思えます。そうしますと、やはり、夏ごろに公聴会の開催をすることになります。

この説明会でございますけれども、今の段階では今年度末にできればと考えておりますが、先ほどの説明にありました第四次総合計画、市の総合計画がありますので、そちらの方の動きを見ながら、この地区別説明会を今年度末ごろにできればという希望でございます。

もしずれ込んで、その次の年度の5月ごろには、説明会を行って、夏ごろには公聴会の開催ということで運んでいけると考えております。以上でございます。

【山下議長】

はい。伊藤委員。

【伊藤委員】

現在、都市マスタープランに対しての意見募集中ということで、電子会議室で市民同士の意見のやり取りをしているということだったのですが、いかにもホームページに載せましたとか、電子会議室を開いておりますと言うと、いかにも意見を求めているという形には見えるのですが、やらない人はたくさんいるのですよね。

それだけでは、市民の意見と言いますか、都市マスは今このような意見募集をしていることすらも、市民の多くの方が知らないのではないかと思いますけど、今後どうやってそれを公にしていくのでしょうか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

まず、電子会議室につきましては、来年の年度末に近い形になりますが、地区別説明会が終わった後、開かせていただくということになっております。つまり、地区別に説明会が終わった後、いろいろお話をしながら、そういった機運を盛り上げていった中に、インターネットをお使いの方がそれを利用していただくということです。

ホームページ上だけというよりも、できればアナログ上で、現場の方に足を運んでいただきたいということで、電子会議室もひとつの選択肢として使っていただく、そういう方法を取っております。

現在の都市マスタープランの見直しに関する意見につきましては、インターネット上で進めているわけですが、今後、内部の研究会が動き出しますと、様々なデータが集ま

ってまいります。それぞれの個別の見直しの必要性等が見えてきますので、その段階で市民の皆様にも、広報などで意見を頂戴するお知らせ・手続きを取っていきたくと考えております。

現在のところ、インターネット上で進めているのが、実態でございますので、これからの動きを見て、広くご紹介していきたくと思っております。

【山下議長】

途中で恐縮です。鈴木副会長が、どうしてもやむを得ざる事情がございまして、中座させていただきますので、お許し願いたいと思います。

【山下議長】

只今事務局から、電子会議室の開催時期の話、それからいわば、インターネットを使わない人もいるけれども、それに対してどうなのだとということで、広報を使ってというやり取りがありましたけれども、伊藤委員、何かその辺ございますか。

【伊藤委員】

私ばかりで申し訳ないのですが、今はインターネット上だけということなのですが、これ意見募集はいつまででしょうか。

【山下議長】

どうぞ。

【都市計画課 齋藤】

今、6月30日までということで、意見募集を行っております。

【山下議長】

はい、伊藤委員。

【伊藤委員】

そうしますと広報に載せるのは、いつでしょうか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

現在の意見募集については、広報に間に合わないかもしれません。今後、地元の説明

会、そういったところで、ご意見をいただくために、その懇話会での内容、あるいは、研究会の中で出てきたものを、いろいろ市民の方にお知らせするというところで、広報やインターネットを使って情報を提供していきたいと考えております。

現在の意見募集につきましては、ちょっと時間的な制約がありまして、現段階のまま、進めさせていただきたいと考えております。

【山下議長】

はい、伊藤委員。

【伊藤委員】

そうしますと、骨子案の提示が懇話会にされて、それを庁内の研究会で揉んでいくという、もうそこを経ての案が地区別説明会に持ってこられたとしても、もう大体固まってしまうというように取ってしまうのではないのでしょうか。

その前の段階でもっと違った考え方があるのではないですか、という市民の意見を吸い上げるという方法は、何かないのでしょうか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

たしかに、都市マスタープランに関する意見ということで、今の都市マスタープランを見て、何かご意見をということで、やる方法がひとつはあると思います。

しかしながら、都市マスタープランそのものを、なかなか住民の方々の日常生活の中で意識していただいていることは、非常に残念ですが浸透していないという現実がございます。

したがって、私たちとしては、案が固まった状況ではなくて、懇話会や説明会などで様々な意見を聞きながら、各地区でこういった課題があるのかということ、ある程度示したうえで、皆さんからご意見を頂くという方法を取っているわけでございます。

今のところ都市マスタープランを見て、皆さん何かご意見ありますかといってもなかなか上がってこないのが現実でして、できれば新しい都市マスタープランの形が見えたところで、意見をいただきたいということ、まずこの審議会にお諮りいたしまして、見直し方針がこれでよしというのであれば、その部分を広報していきたい、今そのようにとらえようとしているところでございます。

ですから、今の都市マスタープランに関する意見募集に関しましては、時間的な制約がございまして、まずインターネットで、情報を流したということでございます。

以上でございます。

【山下議長】

はい、どうぞ。伊藤委員。

【伊藤委員】

そうしましたら、この見直し方針案は今、都市計画審議会に議題として諮られていると取ってよろしいのですか。

【山下議長】

はい。

【都市計画課長 立田】

すみません。言葉を間違えました。よしというのは、報告をさせていただいて、報告した後に、そういった動きが始まるということで、ここで承認を得るということではございません。申し訳ありませんでした。

【山下議長】

そこは大事なポイントで、冒頭申し上げたとおり、今日は報告いただいて、この際皆さんから意見があれば、それを伺って、当局としてはそれを参考にして進めていただいて、正式には来年という流れであります。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。市民意見をどうやって市に持っていくのだというポイントだったかと思います。はい、どうぞ。

【山下議長】

はい、小野委員。

【小野委員】

伊藤委員のもどかしさというのは、私もわかるんです。市民の皆様には、もう少し周知していただく努力をしていただきたいと思います。今、会長がおっしゃいましたように、この事務局案に沿ったポイントを、ここは是非押してほしいものが4点ございますので、申し上げたいと思います。

やはり、結局いろいろな委員会に出て思いますのは、事務局案は結構決まっていたのですよね。強いと言いますか、提示された中でどうするというところにどうしてもなってしまいますので、なかなか難しく、市民参加とは難しいところもあります。でも、事務局案がしっかりしていれば、かなりいい所に行くのではないかというのもあります。

私としては、14ページ見ていただいて、第1点は、見直しを出されたという点につ

いては、大変賛成しております。金融不況もございまして、人口の縮小等もされましたので、今後8年前のようにどんどんどんどん人が増えるということは、もう誰も思っていないので、是非見直しを推進していただきたいというのが、第1点です。

それから、第2点には、コンパクトシティという点に関してございまして、佐倉の特徴というのが、分散型なんです。ユーカーリがあって、志津があって、佐倉があって、私の方の物井の駅前とか、弥富地区があり、分散しているのが特徴なんだよと昔教わりました。

それをつなげていきたいと、10年前は、おっしゃっていたのですが、それは無理なんだから、その分散を特徴として、緑と佐倉市ですか、先ほど市長がおっしゃったように自然と都市の共生という点なのだということからいくと、コンパクトシティというのは、富山市とか青森市でやっているという、ひとつに持ってくるということは結構難しいと思います。

ですので、京成線沿いと、縦の筋の弥富方面に行く、南北の軸が弱いかなと。この位置づけをもう少し深めていただいて、なんとか佐倉の広い意味での住民が年をとってもお医者さんにも行けるし、幸せに暮らせるんだというところを、流行言葉だけを持ってくるのではなくて、是非お願いしたいと思います。

それから、第3点は、環境の方のことでございしますが、そちらの方でいろいろとまちづくりに関わってきました。佐倉市谷津環境保全指針なども取り入れていただいて、やはり、佐倉は成田にも近こうございますし、里山というものをもう少し足元で、見直すということ、遠くへ行かなくても、お金も要らず、ちょっと対策すれば、楽しいよ、健康になるよという、そういうまちづくりがいいのではないかと思います。その点を是非、要として進めていただきたい。

最後4点目なんですけど、これは市長もおっしゃいましたように、厳しい財政事情がございまして。不況ということだけではなくて、例えば、うちの夫もそうなのですが、そろそろ退職するかなと。

そうすると、現役時代よりはそれなりに収入が減ると、年金だけになっている。そうすると、住民税というものも減っていく。それから、収入というか、財政がだんだんそれなりに厳しくなっていく。別に佐倉市だけじゃないんですけども、税収がどんどん減っていくということ、なかなか厳しいのではないかと思います。

一市民として心配しているんですが、その辺をどうやっていくのか、もっともっと真剣に考えていただいて、私は、秋までにまたさらにいいものが出てくることを待っていたいと思っております。以上です。

【山下議長】

特に今4点、ご意見・お考えを示されましたけれども、事務局の方から申し上げることはございますか。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

大変ありがとうございます。人口減少社会の中で、これはしっかり受け止めていきたいと思います。また、コンパクトシティに関しては、全くおっしゃる通りで、佐倉市は、分散型をいかに結ぶかということで、都市計画道路を始めとしまして、整備を進めてまいりました。

一方で、各地区で公民館ですとか、コミュニティーセンターですとか、各地区に整備して、隣の地区に行かなくてもよいような、ちょっとしたコンパクトシティとっていいのかわかりませんが、そういったこともある意味進めてきました。

それがコストの増につながるというデメリットも、市全体ではあるというご意見もあるでしょうが、一応私どもでは、コンパクトシティとは、青森とかの事例とは、全く別の考えとして、ひとつの地区で自己完結ができる方法も探していきたいのは、もちろんございます。

ただし、これを今後の都市づくりの中ですべてやっていこうとしますと、かなりの作り替えが出てきます。また、コストもかかってきますので、やはりこれまで通りの各地区をどうやって結びつけていくのか、ということが主眼になっていくのかなと思います。それぞれの地区の特徴をさらにどうやって伸ばしていくのかというのを、都市マスタープランの中に、盛り込んでいけたらと考えております。

また、南北軸、東西軸に関しまして、道路につきましては、井野酒々井線が3月に完全に結ばれました。かなり東西軸はできてきましたが、南北軸については、まだ若干できてないところもございます。佐倉地区も、志津地区も道路としての南北軸が厳しいと思います。

もうひとつは、ソフト面の軸をどうするのかということがございます。前回のマスタープランにもございました、京成佐倉、JR佐倉、あるいは、南部地域をどうやって生活面を結んでいくのか、こういうところまで、研究した経緯がございます。大変難しいのですけれども、これから財政厳しい中で、それがどれくらいできるかについては、まだこれから研究の余地があると思います。

また、環境、里山関係につきましても、これはまさしく市長が申し上げた通り、自然環境と都市の共存というのが、佐倉市のもっとも誇るべきスタイルですので、これは是非とも、都市マスタープランに活かしていきたいと考えております。

【山下議長】

はい、他の委員の皆さんいかがでしょうか。はい、どうぞ。

【原委員】

原です。この都市マスタープランの策定にあたって、ホームページにご説明ありましたがけれども、市の第4次の総合計画の進め方を、第3次の事例でよいのですが、どのような形で進めて、どういう方法をなさったのかなど、聞きたいのですが。

【山下議長】

はい、どうぞ。

【都市計画課長 立田】

総合計画につきましては、22年度中に策定ということで考えているようです。基本構想が地方自治法上の議決事項ということで、今年度中に基本構想の議決を経まして、その方針に基づいて、基本計画・実施計画を立てていくとお聞きしておりますが、今年度の何月議会に構想をかけるのか、まだ確定していないようです。

後は、市役所の中に検討部会、市民意識調査、説明会、こういったものを担当課の方で、今年度と来年度、おそらく来年度がかなり具体的な計画になるかと思しますので、そこで動きが出ると、私たちは考えております。

【原委員】

どうもありがとうございました。

あとは意見ですけれど、15ページで目標年次、将来の人口フレームをお示しになって、人口の下方の修正ですとかを検討されていますけれども、2005年に人口減少社会が全体として、進行したわけでございます。

まだ、千葉県あたりは、増えているかもしれませんが、人口が減少するだけではなく、人口の構成で人口ピラミッドが、数は同じでもまったく違った人口構成になるわけですね。

そうするとおそらく、佐倉の中でも、また、地域によってもだいぶ違った人口構成のパターンになると思います。これは、いろいろな計画を策定する際に、非常に大事になってくると思われまますので、ご存知で描かれていると思いますけれども、総数だけではなくて、人口の構成もお考えいただければと思います。

それから、先ほどいろんな形で、市民のいろいろな人の声をどのように取り入れるかということですが、やはりその際にはその前提となる情報をできるだけ出していただかないと、専門の立場においても、市民の立場においても、なかなか意見が出せない。前提となる統計結果等は、公開されているわけですが、この都市マスタープランをかけるにあたって、必要とされるいろんな関連の情報があると思いますので、これから作ることも必要ではないかと思っております。

特に、私の興味でいえば、景観、環境もしくは農業の、そういったところも是非おそ
ろえただいて、示したうえで意見書なり、議論につなげていきたい。

それから、おそらく市長もおっしゃっていましたが、別の委員会で経験したの
ですが、やはり市民のいろんな心境ですとか、協力を仰ぐという際には、やはりその段
階で、参加の場を設けて、どうやって意見を吸い上げるか、ソフトを組み立てるうえで
は、非常に重要になってくるのではないかと思います。その辺の枠組み作りを、併せて
いろいろお考えいただければと思います。

最後ですけれども、やはり佐倉の大きな特徴としましては、千葉県の縮図が佐倉にあ
るように思います。千葉県は、都市地域と南総で自然豊かな地域と環境があるわけ
ですけれども、佐倉も北部の京成、JR沿いのそういった地域と、南部の農村地帯と分か
れているわけです。

やはりこの都市マスタープランというのは、全体を漏らさずだと思えますけれども、
先ほどの市長の都市と自然環境との共存ということがありましたが、都市地域の住環境
と農業と言いますか、農業とそれを取り巻く条件をどういう風に都市とつながりながら、
整えていくかということを考えないと、お題目だけで終わるような気がします。是非そ
の辺のところをご検討いただければと思います。以上です。

【山下議長】

他の委員の方がいかがでしょうか。はい。桐生委員。

【桐生委員】

桐生でございます。

今、原委員のおっしゃられたことに対しまして、全く同感でございます。

そこで、都市計画審議会が来年の秋頃ということでございますが、最終案ができて審
議会に附議されて答申をするということで、公表される時には、都市計画審議会の答申
をいただきましたというお墨付きになるわけです。全責任が審議会にあると言っても過
言ではないわけです。そういう中で、今日と来年の秋と2回やって、全責任を審議会が
負いかねるなという気がします。

そういったことで、骨子案が出来た段階、各懇話会、説明会なりの段階で中間的に審
議会に報告をしていただき、ある程度の意見交換の場を設けていただきたいと思います。

【山下議長】

ある意味もっともで、最後の段階は、先程の伊藤委員が市民だって最後決まってから
言われたら困る。最後になってさあどうだと投げられても、平たく言えば困ってしまう
というお話したと思えますけどその辺は。はい。

【池澤委員】

池澤でございます。

もっともなことで、確かに16ページの表を見ますと、審議会から答申した後に何もありませんね。ごもっともな意見で。私も同じように中間に1回、それから答申を出してから揉むところが1回あってもいいのではないかと思います。私も同感です。

【山下議長】

ここは、事務局から、何か発言はありますか。

【都市計画課長 立田】

私どもでは、こういった機会を設けさせていただくことは、逆に皆さんのご意見を聞ける機会ということでございます。諮問というものではなくて、逆に審議会の方で開かれるということもひとつ方法があるかもしれませんので、その辺は、また相談させていただいて、時期を見て開催させていただくのは、私どもとしてはありがたいと受け止めております。

【山下議長】

事務局はありがたいお話だということですが、何かご発言ございますか。はい、どうぞ。

【鈴木（尚）委員】

鈴木でございます。そもそも都市計画そのものが、都市の全体的なことを考えますと必ず個々の個人の利害と真っ向から対立をする問題が出てきます。これを各地区で懇話会を開いても何をやっても、恐らく地区の方は個々の利害関係を携えて来るのは当然です。それをおいて、全体から考えてこうだと言うのは、非常に聖人に近い人しかいないのが現状だと思われまます。

ですから、市の職員の方がいろいろ勉強されて、あるプランを提案していただくと、それを、全体から考えるとこうならざるを得ないのだということを各懇話会なり、地区別でよく説明をして、そこで真っ向から反対をする人もいるでしょうから、そういうものをどんどん吸い上げていって作っていく。

まずは、キャッチボールですから、ボールを投げる。このボールを内部でよく練っていただかないと、いきなり懇話会を開いても、「皆さん意見どうですか」と言っても難しいと思います。

ですから、啓蒙する意味でも、都市の将来像はこうですよと、分かり易く表現していただいて、まず啓蒙していただくと、その辺の考えが出てくるのではないかと思います。

都市計画審議会はひとつの関所と言いますか、議会へ報告する前に必ず都市計画法で

定められた、くぐらなければならないものなので、議会の直前にあるのでしょうか。皆さんがおっしゃったように、1回限りではなくて、段階を踏んでやっていくと、我々もそれを踏まえながら審議する場に臨めると思いますので、何回か段階を踏んでやるべきではないでしょうか。以上です。

【山下議長】

途中でというご意見がそれぞれ出まして、そのタイミングをどうするかというのもありました。その辺に関して何か他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

【伊藤委員】

やはり、皆さんがおっしゃられたように、審議会としても、意見がいろいろ上がってきたものを、こちらの方でも審議をするということが必要であると思います。

あと、市民の方はいろいろな方がいらっしゃいますけれども、やはりこのまちをどうするのかというのを、すごく考えている方が大勢いらっしゃると思います。

市民協働ということで、市の方も進めているわけですから、都市マスを作る時だけは自分たちだけである程度作って持ってきますよというのは、もう通らないような状況に段々なりつつあると思います。

ですので、本当に市民と一緒に協働してまちづくりをしていこうというのであれば、最初の段階から意見を吸い上げるというような形でないと、それこそ市民は、「都合のいい時だけ俺たちを使うのか」というようになってしまいかねませんので、情報を流すということは非常に大切なことですし、吸い上げる努力をしていただきたいです。

あと、懇話会は7人という構成メンバーは、ワークショップをするにしてはちょっと少ないのではないのかなと、そこが少し気になっているところでございます。

【山下議長】

今日は、ご意見を伺うという場でございますので、この際ですから、他のご意見をいただければと思います。はい。どうぞ。

【小須田委員】

小須田でございます。

今のスケジュールを見ますと、市民の意見をインターネット上で吸い上げるということももちろん重要で大事であろうと思うのですが、13年から10年経っているということで、10年間の変動、変化というものは、非常に早いものがあるし、大きいものがあるのだらうなと思います。

私も議会で市民からの要望を質問させてもらったり、要望させてもらっていますので、どうかあらためてマスタープランの見直しのための意見を求めるというだけではなく、

10年間のいろいろな市民の方々からの要望の蓄積があろうかと思しますので、そういったものを事務局の方にまとめていただいて、是非反映させていただきたいと思えます。

もう1点お願いなのですが、昨日、地域公共交通会議というものがあり、私も出させていただいて、今回の見直しの視点というところで、17ページのところに参考資料ということで視点が載っております。その中の18ページのところで、「交通体系の整備方針」というのもあります。

これも皆さんからご意見があったように、今待ったなしの状況にきているのではないかなと、それが、昨日の交通会議にも反映されているのではないかなと思えますので、その辺も是非汲んでいただいてマスタープランに反映させていただきたいとお願いします。以上です。

【山下議長】

小須田委員からは、今2点ご指摘と言いますか、ご意見がございました。

他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

特に事務局と言いますか、市の方から何かありますか。

どうぞ。上ノ山委員。

【上ノ山委員】

上ノ山です。今、伊藤委員が言われたように懇話会の構成メンバーが7人というのは非常に少ないというのは私も同感ですが、もっと市民を増やすとか、これを改善するような余地はあるのでしょうか。

【山下議長】

はい。どうぞ。

【都市計画課長 立田】

今回の懇話会の人数をどう決めたかというひとつの目安として、前回の都市マスタープランの82ページです。先程ご覧いただいた「都市計画マスタープラン作成協議会」がございます。この中に当時は市の助役、職員が入っておりました。これがひとつの協議会として進めていたわけですが、今回はこの行政関係者を除いて各地域の皆さん又、専門の方々にお集まりいただいて、懇話会という形にしていこうという前提がございます。そこから人数的に行政職員を除いたら何人だということから入った人数でございます。

今、ご提言いただきましたようにもう少し増やしたらよいのではないかとということですが、あと、これは大変現実的な問題で、既にこれは予算を頂戴しておりますので、人

数を増やすことによってその辺の措置が必要になってまいりますので、これは私どもの方で検討課題とさせていただけたらと思います。

【山下議長】

はい、ただいまコメントがございましたけれども。そこはこれ以上やりとりしてもこの場は進まないでしょうから、特に他になければ終わりにしようかと思えますけれども、よろしゅうございますか。

はい、それではいろいろ報告に対し意見をお出しいただきましてありがとうございます。何回も繰り返しますけれども、この議案は報告事項でございまして、議決案件ではございません。この都市マスタープランの見直し作業につきまして、本日委員からご発言あったところを参考にして進めていっていただきたいと私どもは考えております。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

議事進行へご協力いただきましてありがとうございました。

では、これをもちまして、第17回佐倉市都市計画審議会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

(午前11時50分散会)